

第460回（定例）福崎町議会会議録

平成27年3月27日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成27年3月27日、第460回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1 番 宮 内 富 夫
2 番 木 村 いづみ
3 番 牛 尾 雅 一
4 番 城 谷 英 之
5 番 富 田 昭 市
6 番 北 山 孝 彦
7 番 石 野 光 市

9 番 松 岡 秀 人
10 番 難 波 靖 通
11 番 小 林 博
12 番 高 井 國 年
13 番 釜 坂 道 弘
14 番 志 水 正 幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和
健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追 加 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追 加 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議長 日程第1は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

7 番 議案第34号、27年度福崎町一般会計予算について、お尋ねいたします。
消費税が26年4月に5%から8%へ引き上げられました。増税の前には、地方財政にも増税分が振り分けられて、あたかも地方財政にもメリットがあるかのような報道が一部にあったようにも思います。実際に、この町の財政、一般会計の財政において、歳入として増収となっているというふうに見ることができるのでしょうか。

また、歳出においても、当然増税による負担増というものが発生しているということで、全体として、差し引きの変化として、メリットがあったというふうにも見れるのかどうなのか、消費税が最初に導入されたときにも、議論があったようにも思いますけれども、改めてこの増税の行われた影響について、お尋ねをいたします。

企画財政課長 地方消費税交付金でございますけれども、予算書の事項別明細書の27ページに記載をしております。

この中で、27年度は3億8,600万円と前年に比較しまして1億1,600万円の増となっております。普通交付税の算定上で申しますと、地方消費税の増税分に当たります1億4,100万円でございますけれども、その増税分につきましては、100%基準財政収入額に算入されるということで、普通交付税と相殺をされます。

一方で、基準財政需要額のほうでございますが、需要額の単位費用に福祉目的ということで、消費税の増税分がどれくらい影響しているかは、まだ公表されておりませんけれども、歳出で申しますと、性質別では確実に消費税が課税されていると考えられます物件費、維持補修費、普通建設事業費の合計は、27年度当初予算で40億8,100万円でございます。この8%相当の消費税は、3億2,650万円でございますので、先ほどの歳入と比較をいたしまして、支払いとの差は5,950万円のプラスとなるわけではございますが、その分、普通交付税が減額をされますので、一般財源がふえたとは言いがたい状況ではございます。

7 番 予算であれですけれども、差し引きとしてメリットがあるとは言えないというふうに理解していいのでしょうか。

企画財政課長 はい、8%への3%増税分につきましては、ふえた分だけ普通交付税が減額されますので、メリットがないということでございます。

7 番 マイナスに作用するというふうな部分は少しでもあり得るのでしょうか。

企画財政課長 マイナスとは申し上げませんが、プラスマイナスがゼロと、ふえた分だけ普通交付税が減りますので、収入としては変わりませんが、27年度に

つきましては、非常に大きな予算を組んでおりますので、支払いをする消費税の分も、その分は増加いたしますので、その分の負担はふえるということでございます。

- 7 番 営業されている方でも当然だとは思いますが、増税による事務量の増加というふうな負担もふえるというふうなことも考えますと、やはり消費税の引き上げ、3%が引き上げられたけれども、財政的にはメリットは見られないと、事務の負担は一過性とはいえ、やっぱり負担がふえたというふうなことだというふうに理解していいかと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

3月11日の本会議2日目において、議案41件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

最初に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

事務局から審査報告書を朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

予算審査特別委員会、城谷委員長。

城谷予算審査特別委員長 3月11日に本会議において設置されました予算審査特別委員会は、委員長に私、城谷、副委員長に難波委員が互選により選ばれました。

当委員会に付託された議案は、議案第34号から議案第41号までの新年度予算8件でございます。

審査につきましては、3月12日、13日、16日の3日間にわたり、終始ご精励をいただき、熱心に審査が行われました。

審査を行いました主な内容について、報告をいたします。

まず、議案第34号、平成27年度福崎町一般会計予算についてであります。

一般会計の予算総額は9億4,400万円であり、前年度当初に比べて1億1,300万円、率にして14.4%増と、当町の一般会計の当初予算としては過去最大の規模となっています。これは、JR福崎駅周辺整備事業のうち、都市再生整備計画事業を辻川界限まで区域拡大し、事業を追加したことや、田原小学校体育館建設事業などが大きな要因となっています。

委員からの意見を紹介し、補足説明をいたします。

一般会計歳入では、委員から、野生動物保護柵設置事業について、「地域全体を囲むのか」との質疑に対し、「計画では地域全体を囲むものだが、平成27年度はその一部を設置し、桜区は750メートル、福田区は100メートルを予定している」との答弁がありました。

また、委員から「人・農地問題解決推進事業、新規就農経営継承総合支援事業、担い手への農業集積推進事業についての説明を」との質疑に対し、「人・農地問題解決推進事業は、各集落に人・農地プランを作成してもらう補助金で、新

規就農経営継承総合支援事業は、新規就農者に全額国費で給付金を交付する事業です。担い手の農地集積推進事業は、人・農地プランにより、各集落で担い手に農地を集積すると補助が出る事業である」との説明がありました。

委員から、有害鳥獣防除事業について、「イノシシ70頭の捕獲見込みは、平成26年度の実績と比べて多いのではないか」との質疑に対し、「平成26年度の捕獲実績は現在48頭です。新規事業として、平成27年度は補助金8,000円が出るので、70頭を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員から「集まったふるさと応援寄附金はどのように使うのか」との質疑に対し、「目的ごとに基金を積み立てることになり、寄附に対する記念品が米やもち麦製品ということもあるため、寄附の状況を見ながら農業振興にも使っていきたい」との答弁がありました。

一般会計歳出では、委員から「町制60周年記念事業計画策定委員は、どのようなメンバーを想定しているのか」という質疑に対し、「委員は15人を見込んでおり、男女の比率は考えていないが、団体代表10人、公募5人を考えている」との答弁がありました。委員から「バランスよく女性にも入ってもらうように」との指摘がありました。

「自治会公共用施設整備事業費補助金がふえているのはなぜか」との質疑に対し、「神谷公民館の建設が予定されているため、補助金がふえている」との答弁がありました。

また、委員から「赤ちゃん誕生祝い記念品に、他市町が行っている子育て応援金10万円等の検討はできないか」との質疑に対し、「福崎町としても、子どもがふえてほしいという願いもあり、前向きに検討する」との答弁がありました。

「グラウンド安全待避所設置工事は、どこか」との質疑に対し、「場所は春日ふれあいグラウンドで、ゲリラ豪雨や雷の際の緊急避難所を兼ねたカーポートのようなものを設置する」との答弁がありました。

委員から「高岡地区のほ場整備の事業認可はいつごろになるのか」との質疑に対し、「平成27年度は調査設計を行い、平成28年度は土地改良区を設置、平成29年度は事業採択される予定である」との答弁がありました。

「辻川山に天狗を設置するということだが、安全対策は万全なのか」との質疑に対し、「16メートルの電柱を立て、その先端に避雷針を取りつけ、防護柵も設置する予定である」との答弁がありました。委員から「子どもたちが多く集まる場所となるので、安全面については十分に配慮してほしい」との意見がありました。

また、委員から「七種山バイオトイレの概要について」の質疑に対し、「七種山バイオトイレはソーラーパネルを使用し、冬場は日が当たらないため、発電機も設置する」との答弁がありました。

「平成27年度福崎駅周辺整備費、また事業は、計画どおり進むのか」との質疑に対し、「地元を示してきたスケジュールどおりに予算を置いており、27年度以降は国への要望額が満額おりればスケジュールどおりに進めていける。ただ、国の予算も非常に厳しいと聞いているため、予算がついた中から道路整備を優先して進めていきたい」との答弁がありました。

また、委員から「学校管理費、修繕料について」の質疑に対し、「主なものは、福崎西中学校のプール観客席200万円と、福崎東中学校の体育館屋根補修100万円である」との答弁がありました。

次に、議案第35号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算につ

いてであります。

この会計の歳入歳出の総額は、それぞれ２億３０万円となっております。

委員から「特定健康診査の受診者はふえているのか」との質疑に対し、「受診者は平成２５年度は人間ドックを合わせて１，３２１人で、平成２６年度は現時点では人間ドックを合わせて１，２８１人となっており、若干減少している」との答弁がありました。また、「平成２７年度の申し込みは、世帯ごとに申し込みを郵送し、受診しない場合はその理由を示してもらいたいとの思いからアンケートを実施している」とのことでした。

次に、議案第３６号、平成２７年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

この会計の歳入歳出の予算総額は、それぞれ２億３，０３０万円となっております。

委員から「保険料の改定は何年ごとか」との質疑に対し、「保険料の改定は２年ごとであり、年金が年１８万円以上ある方は、年金から天引きがある」との答弁がありました。

次に、議案第３７号、平成２７年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてであります。

この会計の歳入歳出の予算総額は、１億４億６，２５０万円となっております。

委員から「福崎町の基準額が５，２００円となっているが、この額は兵庫県内ではどのような水準か」との質疑に対し、「近隣市町における直近の比較では、福崎町が一番低く、兵庫県内では平均よりやや低い」との答弁がありました。

また、委員から「在宅老人介護手当について、月１万円というのは安いのではないか」との質疑に対し、「平成１１年までは県の補助もあり、町補助と合わせて１万７，０００円を支給しており、福崎町は県内でも高い額でしたが、介護保険制度に移行する際に、県の補助がなくなり、他市町はやめてしまいましたが、福崎町では制度がまだ残っており、福崎町独自の事業である」との答弁がありました。

次に、議案第３８号、平成２７年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、この会計の歳入歳出の予算総額は、２億５，７５０万円となっております。

委員から「個別排水処理施設使用料は、亀坪だけの歳入なのか」との質疑に対し、「これは亀坪だけである」との答弁がありました。

次に、議案第３９号、平成２７年度福崎町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

この会計の歳入歳出の予算総額は、１億１，３４０万円となっております。

また、委員から「予算額が半減しているが、これから事業が縮小していくのか」との質疑に対し、「面整備工事については、平成２７年度に着手する第２工区をもって完了する予定で、今後は雨水対策の推進や施設の統合、長寿命化計画の策定による施設整備、マンホールぶた、管路の更新などが発生するため、それなりの事業費が必要である」との答弁がありました。

次に、議案第４０号、平成２７年度福崎町水道事業会計予算についてであります。

本予算は、収益的支出、資本的支出を合わせて１億６，８３０万円となっております。

委員から「開発協力金の廃止による影響はどうか」との質疑に対し、「開発協力金は、平成２６年度には８００万円の収入があったが、平成２７年度は予算

計上していないので、８００万円の減収になりますが、今後は加入分担金等の改正も視野に入れ、検討する」との答弁がありました。

また、委員から「福田水源地や山崎配水池など、大きな事業を実施しているが、これからの料金の見直しはどうなっているのか」との質疑に対し、「料金はなるべく町民の負担にならないように検討する」との答弁がありました。

次に、議案第４１号、平成２７年度福崎町工業用水道事業会計予算についてであります。

本予算は、収益的支出、資本的支出合わせて１億９，１８０万円となっております。

委員から「２６年度の予定貸借対照表で未収金３１７万円は何か」との質疑に対し、「消費税還付金であり、この還付が平成２７年度に入金となるため、未収金として計上している」との答弁がありました。

現地視察は、野生動物保護柵集落連携設置事業（福田区）、辻川山天狗設置事業、田原小学校体育館の視察を行いました。

採決の結果、全ての議案について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、予算審査特別委員会において、審議されました結果と経過であります。

なお、委員各位から、さまざまな意見が述べられておりますが、その詳細については割愛させていただきます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

議長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、総務文教常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、牛尾委員長。

牛尾総務文教常任委員長 総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審議の経過及び結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に議案審査を委託されましたのは１５議案であります。当委員会は３月１７日に開催し、慎重に審査をいたしました。

まず、審議結果から申し上げます。

当委員会に付託を受けました１５議案全て可決すべきものと決しました。

審議の主な経過につきまして、申し上げます。

議案第５号、福崎町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の一部改正に基づき、町民の権利、利益の保護を拡充しようとするもので、委員から「町では誰が指導をするのか」との質疑に対し、「最終責任者は町長や教育委員会等であり、実務はそれぞれの担当課が行う」との答弁でありました。

次に、議案第６号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員長と教育長が新教育長に一本化されることから、本条例の教育委員長を削るものでございます。

委員から、新教育長の位置づけの確認に関する質疑に対し、「新教育長は教育委員会を代表し、任期は３年、また、新教育長は教育委員ではなくなり、教育委

員は現在の５人から４人になる」との答弁がございました。

次に、議案第７号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、教育長が一般職から特別職に変更となることから、本条例に教育長を追加しようとするものとの答弁がございました。

次に、議案第８号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、給料表の改正で、平均２％引き下げるとともに、現給保障を３年間に限り行うとするとのことでございます。

委員から「３年間の現給保障とは、どういうものか」との質疑に対し、「例えば３５万円が３４万５，０００円に下がったとすると、その差額の５，０００円を保障するもの」とのことで、また、「５５歳以上の６級職員は、１．５％減額を廃止するのか」の質疑に対し、「現給保障の廃止とともに、この制度も廃止するもの」との答弁がありました。

次に、議案第９号、福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、委員から「新教育長は特別職となるが、任命権者は誰か」との質疑に対し、「教育長の任命権者は町長になる」との答弁がありました。

次に、議案第１０号、福崎町町税条例の一部を改正する条例については、町内に鉱泉を利用した施設が運営を始めたことを受けた条例改正で、主な内容は目的税として入湯税を課すものです。

委員から「税収の見込みは」との質疑に対し「１日３０人の想定で年間５０万円を見込んでいる。また、実績見込みが大きく変われば、補正予算で対応する」との答弁がありました。

次に、議案第１１号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、集合徴収、１０期割徴収を恒久化しようとするものでございます。

次に、議案第１９号、福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については、委員から「保育料は規則で定めるが、国の基準が変われば町の保育料も変わるのか」との質疑に対し、「国の基準が大幅に変われば、町も変わる可能性がある」との答弁でありました。

次に、議案第２０号、福崎町立認定こども園設置条例の制定については、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律に基づき、認定こども園設置条例を制定しようとするものとのことでございます。

次に、議案第２１号、福崎町学校及び児童福祉施設給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例については、町内の幼稚園、幼稚園、保育所が幼保連携型認定こども園へ移行するに伴い、給食を実施する対象を幼稚園、保育所から認定こども園へ変更しようとするものです。

委員からは「４月からは私立は自園調理方式となり、町からの提供はしないのか」との質疑に対し、「３歳児以上は外部搬入が認められているため、私立の３歳児以上には引き続き給食センターから提供します」との答弁がありました。

次に、議案第２２号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、対象児童を「小学校の１年生から３年生まで」から「小学生」に拡大しようとするもので、委員から「指導員の資格や欠員が生じた場合の対応について」質疑があり、「法律で資格が明記されている。また、欠員が生じた場合は補助員としての採用が可能」との答弁がありました。

次に、議案第２３号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員から「営利を目的として２日ないし３日連続しての申し込みは可能か」との問いに対し、「制限はしていません」また「営利目

的として朝から夜間まで使用された場合の料金は幾らか」の問いに対し、「1 日分の 2 万円に、夜間分の 1 万円を加えた 3 万円になる」との答弁がありました。

次に、議案第 25 号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定については、計画期間を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とするもので、委員から「今後点検評価をどのようにするのか」との質疑に対し「子育て会議を中心に計画の進捗状況を点検する」との答弁がございました。

次に、議案第 26 号、平成 26 年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号）については、町土地開発基金から普通財産として買い戻す用地の活用予定など、目ごとにそれぞれの増減額の要因等に質疑を行いました。

議案第 42 号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約については、播磨圏域の活性化を目指し、姫路市及び福崎町は連携中枢都市圏である播磨圏域を形成するため、連携協約を締結しようとするもので、委員から「名称が変わった理由は何か」との質疑に対し、「まち・ひと・しごと創生法の施行と、当初は総務省が先行しておりましたが、そこに国土交通省が加わったため」とのことです。また、「費用負担はどのようになるのか」との問いに対し、「これから作成する計画によって定める。補正予算が必要となれば対応する」また、「それぞれの市町の重要部分を必須項目として挙げるべきでは」との質疑に対し、「案は姫路市がつくり、各市町と協議の上、決定する」との答弁がございました。

以上が、総務文教常任委員会におきまして審議いたしました結果と経過でございます。

なお、その他委員からさまざまな意見が述べられておりますが、詳細につきましては割愛をさせていただきます。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上をもって、総務文教常任委員会からの報告とさせていただきます。

議長 総務文教常任委員会委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の補足報告でございます。

常任委員長 議案も多く、一つ一つの議案の件名も大変長うございますので、ただいま書記の朗読がありましたので、名前を省略させていただきます。

審査の経過及び結果は朗読のとおりであります。

以下、審査内容についての補足報告をいたします。

議案第 3 号、4 号は専決処分であり、その理由は起業債の申請期限が 3 月 24 日で、議会日程との関係から専決したとのことであります。

議案第 12 号は地方税法改正に伴うもので、事業内容に変更はありません。

議案第 13 号は、平成 27 年度から 29 年度の 1 号被保険者の介護保険料率を 10 段階とし、その額を定めるものであります。報酬単価の確定を待って、4 月中に改めて上程するとのこととしております。

議案第 14、15、16、17 号は基本的には法令の改定に伴うものでありま

す。

議案第 18 号は、福崎町にとって商工業の活性化が商工業者の生活はもちろん町民生活と町行政に大きな役割を果たすことを認識させるものであります。

議案第 24 号は、福崎町議会基本条例の議決事項の定めにより、議案として提出をされたものであります。平成 27 年度から 29 年度までの高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を定めるものであります。介護保険料の基準額については、議案第 13 号で触れましたように、若干の変更が出てくる予定であります。

議案第 27 号は、税率改正と 12 月までの実績をもとにしての補正予算となっており、基金の保有高は 9,813 万 9,000 円と予測しております。

議案第 28 号は、実績を踏まえての補正であります。

議案第 29 号も、実績を踏まえての補正予算ですが、年度当初の 4 月に比較して、12 月では介護認定者もサービス利用状況も着実な増加傾向となっております。

議案第 30 号は、新規加入者等利用実績をもとにした補正予算であります。

議案第 31 号は、減額補正は入札減によるとのことです。工事負担金を直接起債償還に回していることなど、今後の会計運営に研究を要すると感じます。26 年度末での基金残高は、約 3 億 6,000 万円とのことでもあります。

議案第 32 号は、受託工事などの実績による補正であります。

議案第 33 号は、ポンプの更新や固定資産除去を工事完了時にまとめることなどによるものであります。

請願第 1 号については、紹介議員に出席を求めて説明を聞き、審議を行いました。生産に係るコストは上昇している中で販売価格の下落は、大型農家も経営が大変厳しくなっていくとのことでもあります。

議案 17 件は、全員賛成で承認または可決、請願は比較多数で採択するものと決定をいたしました。

以上、補足報告といたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第 3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第 3 は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策特別委員長 福崎駅周辺整備対策特別委員会は 3 月 19 日に会議を開催し、2 月 25 日以降の進捗について報告を受け、質疑と意見交換をいたしました。

補償額について、制度管理ができたところから提示をし、交渉を進めているとのことでもあります。

今後の予定としては、平成 27 年 4 月中旬に代替地工事の発注、平成 27 年 6 月ごろには仮交通広場設置工事着工に向けて準備を進めております。

精度監理と県道部分について、県土地開発公社に事務を委託いたします。

推進室は新年度から幹部職員を柱とした選任体制をとります、などが表明をされました。

権利関係者の方々と、丁寧かつ熱意をもったの取り組みを願うものであります。
以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第４ 討論・採決

議 長 日程第４は、討論・採決であります。

それでは、議案第３号、専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号））の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 これより採決を行います。

議案第３号、専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号））の、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり承認するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第３号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第４号、専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号））の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４号、専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号））の、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり承認するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第４号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第５号、福崎町行政手続条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５号、福崎町行政手続条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 6 号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これより採決を行います。

議案第 6 号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 6 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案審議の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を 10 時 45 分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 45 分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開し、会議を再開いたします。

次、議案第 7 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

次、議案第 7 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 7 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 8 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 8 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 9 号、福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の

特例に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号、福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第11号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第12号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第１２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１３号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１３号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第１３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１４号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１４号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第１４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１５号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第１５号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第１５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１６号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第17号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第18号、福崎町商工業振興基本条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号、福崎町商工業振興基本条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第19号、福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１９号、福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２０号、福崎町立認定こども園設置条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２０号、福崎町立認定こども園設置条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２１号、福崎町学校及び児童福祉施設給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２１号、福崎町学校及び児童福祉施設給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２２号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２２号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２３号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２３号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２４号、第６期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２４号、第６期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２５号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２５号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２６号、平成２６年度福崎町一般会計補正予算（第５号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２６号、平成２６年度福崎町一般会計補正予算（第５号）について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２７号、平成２６年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２７号、平成２６年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２８号、平成２６年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２８号、平成２６年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２９号、平成２６年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第２９号、平成２６年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３０号、平成２６年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３０号、平成２６年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３１号、平成２６年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３１号、平成２６年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３２号、平成２６年度福崎町水道事業会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３２号、平成２６年度福崎町水道事業会計補正予算（第３号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３３号、平成２６年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３３号、平成２６年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第３号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３３号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３４号、平成２７年度福崎町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３４号、平成２７年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３５号、平成２７年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３５号、平成２７年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３５号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３６号、平成２７年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３６号、平成２７年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３７号、平成２７年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第３７号、平成２７年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第３７号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３８号、平成２７年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３８号、平成２７年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第３８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第３９号、平成２７年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３９号、平成２７年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第３９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第４０号、平成２７年度福崎町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４０号、平成２７年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第４０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第４１号、平成２７年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４１号、平成２７年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第４１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第４２号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４２号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第４２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第４３号、教育長の任命について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４３号、教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第４３号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、発議第２号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
発議第２号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、発議第２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、請願第１号、政府による米価対策を求める請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
請願第1号、政府による米価対策を求める請願について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり採択するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、請願第1号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程追加 追加議案の上程、討論・採決

議 長 お諮りいたします。
先ほど採択されました請願第1号に関する意見書が、議長宛てに提出されております。
よって、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号、米価対策を求める意見書を議題とすることに決定をいたしました。
意見書配付のため、暫時休憩いたします。



休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分



議 長 会議を、再開いたします。
それでは、意見書案第1号、米価対策を求める意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書に対する詳細なる説明を、民生まちづくり常任委員長に求めます。

小林民生まちづくり 常任委員長 先ほどは請願につきまして、委員会の審査結果どおり採択をいただきまして、ありがとうございます。

それによりまして、あらかじめ委員会でその意見書案を検討いたしておりますので、それを読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

米価対策を求める意見書案

米の需要減少や豊作基調等による在庫の増大などを背景とする平成26年度産米の価格下落は、再生産に必要な採算ラインを下回るものとなっている。

価格の暴落の原因は、需要を上回る供給量となっていることにあり、過剰米を市場隔離し、米穀受給調整に直ちに取り組み、米価の回復を図ることが強く求められている。

今回の米価暴落は、このまま事態が推移し、米価の回復が進まなければ、稲作の大幅な減少となり、大規模農家を含め離農が進み、地域農業や地域経済への

影響や、ひいては農村集落において水田が果たしてきた治水、減災の機能喪失にもつながりかねない。

また、食糧自給率の一層の低下も懸念される。

また、耕作放棄地の増大などで、美しい田園風景や生態系の維持も困難となることにもつながる。

よって、国においては、次の事項について緊急の措置を講じられるよう、強く要望する。

1、米の需給バランスの改善に向け、政府主導による過剰米の主食用市場からの隔離対策を実施すること

2、農家の経営安定対策として、米の直接支払交付金の半減措置と、米価変動補填交付金の廃止を撤回すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月27日、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。

以上です。

議長 以上で、本日、追加議案として上程されました本意見書の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

意見書案第1号、米価対策を求める意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論・採決に入ります。

意見書案第1号、米価対策を求める意見書について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号、米価対策を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長あてに提出されております。
それぞれ申し出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、先ほど同意されました高寄教育長から、発言の申し出がございますので、許可をいたします。

教 育 長 会議の中での貴重な時間を賜りまして、感謝申し上げます。

先ほどは、新教育長にご信任をいただきまして、大変ありがとうございます。

新教育制度がスタートします、その中での第1号の教育長ということで、大変光栄に思うと同時に、非常に重圧を感じております。

脱皮しない蛇は滅びると、こういうことわざがございます。教育の不易流行を見きわめながら、これからも福崎町の教育行政の進展のために、全力で取り組んでまいりますので、今後とも後ろからそよ風を送ってくださいますよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

議 長 以上で、第460回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第460回福崎町議会定例会を、閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期例会は、3月6日に招集され、本日までの22日間にわたり、本会議及び委員会において精励を賜り、まことにありがとうございました。

平成27年度予算を初め、本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議をいただき、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様方には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、厚くお礼申し上げます。

なお、本会議及び委員会において議員各位から述べられた意見、要望につきましては特に考慮され、町政の執行において十分反映されますよう、強くお願いを申し上げます。

桜のつぼみがふっくらとほころび始め、いよいよ草花も芽が吹き、そしてきれいな花が咲き誇る好季節となってまいりました。

皆様におかれましては年度末を控え、公私とも大変多忙な時期ではありますが、どうか健康にはくれぐれもご留意いただき、議員活動と町政発展のため、ご精励賜りますよう厚くお礼申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町 長 第460回福崎町定例会を閉会するに当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

寒さ厳しい3月6日から、春の日差しが増しましたきょうまで、22日間という長い日程で本会議は開かれました。

この議会には41号というたくさんの議案を提出いたしました。その一つ一つの議案に、しっかりと審議をしていただきまして、全ての議案に対しまして可決を可としていただきましたことは、提案いたしました者として、これにまさるものはないわけでございます。

議案及び一般質問でいただきました議員の皆様の声は、全て積極的な提案でございました。町民の皆さんの幸せを願い、より一層福崎町の発展を目指すものでありました。できればこれを採択して、予算に盛り込んでいくということをすればいいわけであります。財源が許せば、そのような方向を今後も検討していきたいと考えているわけでございます。

さて、いよいよ第5次の計画がスタートをいたします。

みんなで考え、みんなで決定した計画でございますので、この計画をみんなで実行していきたいと、その先頭に私たち役場の側も立っていきたいと、このよう

に考えているわけでございます。

この計画は極めて多面的であり、総合的であるわけであります。しかも、本年度から政府も地方再生、地方をより一層活性化させるという方向を打ち出しておりますので、第5次計画と合わせて、かみ合うような形で進めていく必要があるかと、このように考えているわけであります。

さて、国及び地方自治をめぐる動きはまことに急であります。

世界的には、私は新自由主義との対処をどのように進めていくかが激しく問われている時期であろうと思いますし、国内的にありましては、教育勅語の世界か、新しい日本国憲法の世界かが問われている時期と、このように思っているわけであります。

冒頭挨拶で私は、憲法第99条を引用いたしまして、挨拶をしたわけでございます。私も公務員の1人でありますから、日本国憲法をしっかり守る立場で、町政執行に邁進をしまいたいと、このように考えているわけでございます。

桜のつばみも膨らんでまいりました。季節はまさに好季節であります。皆様方におかれましても、健康に留意をされまして、公私にわたってご活躍されますことを心から祈念をして、お礼の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございます。

議長 これをもちまして、第460回議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時29分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 7 年 4 月

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 城 谷 英 之

福崎町議会議員 釜 坂 道 弘